

質問書への回答

質問 1 会場の仮押さえについて

企画提案に際して、イベント会場を仮押さえしようとしたところ、会場の管理者より事業主催者（愛媛県）の名義でなければ対応できないと伝えられました。

企画提案の段階で愛媛県から会場を仮押さえする事は可能でしょうか。

回答 1

主催者である県の名義であることが、会場の仮押さえの必須条件である場合は、県自然保護課で会場を仮押さえることも可能です。その場合、日時、具体的な使用箇所等必要事項を県自然保護課までご連絡ください。